

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 19 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 3 年 5 月 18 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ほや・さざえ潜水器漁業	1 人	定めなし	西共第 25 号共同漁業権漁場のうち、基点第 45 号とア、イ、ウ、エ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち、水深 10 メートル以深の区域 基点第 45 号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱 ア 基点第 45 号から真方位 292 度 30 分 2,800 メートルの点 イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱から真方位 297 度 30 分 2,800 メートルの点 ウ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から真方位 352 度 30 分 2,800 メートルの点 エ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩、尻神崎に設置した標柱から真方位 24 度 30 分 3,700 メートルの点 カ 尻神と鳴神の境にあるトンネルの東端	8 月 5 日から 12 月 28 日まで	西共第 25 号共同漁業権の漁業権者	令和 3 年 5 月 18 日から 令和 3 年 6 月 30 日まで	1 許可の有効期間は、令和 3 年 8 月 5 日から令和 3 年 12 月 28 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）日没から日の出までの間は、操業してはならない （２）漁業権漁業を妨げてはならない （３）知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
うに潜水器漁業	1 人	定めなし	西共第 25 号共同漁業権漁場のうち、基点第 45 号とア、イ、ウ、エ及びキを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち、水深 10 メートル以深の区域 基点第 45 号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱 ア 基点第 45 号から真方位 292 度 30 分 2,800 メートルの点 イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱から真方位 297 度 30 分 2,800 メートルの点 ウ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から真方位 352 度 30 分 2,800 メートルの点 エ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩、尻神崎に設置した標柱から真方位 24 度 30 分 3,700 メートルの点	8 月 5 日から 12 月 28 日まで	西共第 25 号共同漁業権の漁業権者	令和 3 年 5 月 18 日から 令和 3 年 6 月 30 日まで	1 許可の有効期間は、令和 3 年 8 月 5 日から令和 3 年 12 月 28 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）日没から日の出までの間は、操業してはならない （２）漁業権漁業を妨げてはならない （３）知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない

			キ 尻神崎に設置した標柱				
ほたてがい潜水器 漁業	1 人	定めなし	西共第 39 号共同漁業権漁場の区域	8 月 5 日から 9 月 30 日まで	西共第 39 号共同漁業権の 免許を受けた漁業協同組 合	令和 3 年 5 月 18 日から 令和 3 年 6 月 30 日まで	1 許可の有効期間は、令和 3 年 8 月 5 日から令和 3 年 9 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない